

東京オリンピック競技大会スポーツ担当大臣レセプション（令和３年度）

審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について、本事業の趣旨等に照らし内容が優れているかどうか評価を行い、各評価項目の得点合計が高い順に予算の範囲内で 1 件を採択する。但し、最低得点を 33 点とし、最低得点未満の団体については採択しない。

II 審査方法

企画提案書は、スポーツ庁競技スポーツ課等技術審査委員会で審査する。また、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は下記の評価項目ごとに次の評価基準に基づき点数化する。各委員が評価した点数の平均が当該提案団体の評価点となる。

1. 事業実施計画に関する評価項目

- ① 式次第及び演出プランの作成
- ② 本事業を実施するために必要な事務局体制が整っているか。
- ③ 日本語及び英語で連絡・調整等を行うことができる体制となっているか。
- ④ レセプション当日の運営に必要な人員配置（英語での対応を含む）になっているか。
- ⑤ オペレーションがスポーツ庁及び東京 2020 組織委員会等と連携できる体制となっているか。
- ⑥ 決められた時間内に招待客をバスに乗せ込む誘導計画が立てられるか。

[評価基準]

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点 やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

2. 関連分野の事業実績に関する評価項目

- ①外国人を対象とするレセプションまたは文化・スポーツイベントの事業実績があるか。

[評価基準]

大変優れている＝25点 優れている＝20点 普通＝15点 やや劣っている＝10点
劣っている＝5点

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価 【最大 2.8 点】

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定

（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.3点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.8点
- ・認定段階3＝2.3点
- ・プラチナえるぼし認定＝2.8点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.8点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝1.3点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝1.5点
- ・プラチナくるみん認定＝1.8点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝1.8点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点